

第2章 学校生活における管理と指導

1. 食物アレルギー対応における校内体制の確立と連携

① 目的
食物アレルギー対応が必要な児童・生徒に対して、学校給食における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、関係機関と連携して、より安全な学校給食の運営をめざす。

- ② 校内委員会 基本構成員
校長、教頭、学級担任、養護教諭、給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）、調理員代表、必要に応じ学校医 等
- 校内委員会等の開催
校長は必要に応じて、関係職員による構成員を招集し、校内委員会等を開催する。
 - 検討事項
 - ・ 学校生活全般における食物アレルギー対応に必要な児童・生徒と人数、その対応を把握する。
 - ・ 給食対応の方法を検討する。その際、給食での「除去食」対応実施基準を、保護者との面談や確認書類事項を考慮して判断する。
 - ・ 校外学習（宿泊含む）、調理実習（家庭科、生活科、総合的な学習の時間等）への対応を把握する。

③ 学校給食食物アレルギー対応のための連携組織図

